

鴨川市公告 第 11 号

天津小湊一般廃棄物最終処分場中和槽攪拌機更新の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 2 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 天津小湊一般廃棄物最終処分場中和槽攪拌機更新
- (2) 工事場所 鴨川市 浜荻 地内
- (3) 工事期限 令和 5 年 9 月 29 日
- (4) 工事の概要 攪拌機交換
型式：L G 2 エムケー精工製
減速機仕様：0.4kw 200V4P50Hz 型式C N V M05-6085-8
攪拌機シャフト：Φ32×2400 L
インペラ：3 枚プロペラ Φ350×2 段
- (5) 予定価格 1, 5 3 4, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 入札方式 事前審査方式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 鴨川市財務規則（平成 17 年鴨川市規則第 46 号）第 99 条第 2 項に規定する競争入札参加者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登録されている者
- (2) 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準（平成 17 年鴨川市告示第 163 号）第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者（鴨川市に業者登録している者）
- (3) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 10 号）に基づく指名停止措置の期間中でない者
- (4) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年鴨川市告示第 64 号）に基づく指名除外措置を受けていない者
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者

- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でない者
- (7) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 本店または入札・契約権限を委任された支店、若しくは営業所が東京都、神奈川県または千葉県内にあるものとする。
- (9) (8) に該当する本店または支店若しくは営業所が、機械器具設置工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けており、3 年以上の実績のある者。
- (10) 総合評定値（建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値で、この公告の日において本市に登録されている者をいう。）が機械器具設置工事業について 650 点以上であること。また、契約の締結の日前 1 年 7 ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていること。
- (11) 機械器具設置工事について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者を配置できる者。

3 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出

- ア 期間 令和 5 年 6 月 2 日午後 1 時から令和 5 年 6 月 12 日午後 1 時まで
- イ 申請方法 ちば電子調達システム「電子入札システム」により申請すること
- ウ 提出書類
 - (ア) 競争参加資格確認申請書（「電子入札システム」により作成）
 - (イ) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（入札情報サービス添付ファイル）
（入札情報サービス添付ファイルをダウンロードして作成したうえで、「電子入札システム」による申請時に添付ファイルとして提出）
 - (ウ) 経営事項審査の結果通知の写し（契約の締結の日前 1 年 7 ヶ月以内の審査基準日で直近のもの）
 - (エ) 経営事項審査の際に提出している技術職員名簿の写し（受付印の有るもの）

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和 5 年 6 月 16 日 午後 5 時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」に

より通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は、令和5年6月19日までに、契約担当課長に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から3日以内にファックスにより回答する。

4 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を次のとおり行う。

(1) 閲覧期間 令和5年6月2日午後1時から令和5年6月27日入札開始時刻まで

ちば電子調達システム「入札情報サービス」による

(2) 設計図書の紙での配布は行わない。

(3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。（書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、工事説明質問書をダウンロードして使用すること）なお、質問書の送信は下記提出先へ問い合わせたうえでメール又はファックスで行うものとする。

ア 質疑期間 令和5年6月12日から令和5年6月13日まで

（電話での問い合わせは午前8時30分から午後5時15分まで。なお、土・日・祝日を除く）

イ 提出先 鴨川市 市民福祉部環境課清掃センター

電話 04-7093-5300 FAX 04-7092-4742

質問に対する回答は、令和5年6月20日までに、入札情報サービスに掲載する

5 開札場所・日時及び入札期間

(1) 場所 鴨川市役所本庁舎3階 管財契約課

ちば電子調達システム「電子入札システム」

(2) 期間 令和5年6月23日 午後1時から令和5年6月27日 午後1時まで

(3) 開札 令和5年6月27日 午後1時30分

※やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を管財契約課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を管財契約課契約係まで提出するものとする。

(4) 立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

6 入札保証金

免除

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札は行わず取りやめるものとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札参加者が連合または、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

10 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は制限付き一般競争入札参加資格確認申請書に、虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付が無い入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は入札に参加できない。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2 契約締結時期

落札者の決定後、2日後に契約を締結するものとする。なお、2日後が土・日・祝日の場合には、その翌日とする。

1 3 契約保証金 免除

1 4 その他

- (1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用するICカードについて、開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求められることがある。
- (4) 提出された制限付き一般競争入札参加資格確認申請書は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) この公告に記載がないものについては、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

1 5 問い合わせ先

- (1) 入札・契約に関する事項

鴨川市 企画総務部 管財契約課 管財契約係
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地

電話 04-7093-7830

(2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市 市民福祉部 環境課 清掃センター
〒296-0101 千葉県鴨川市北小町 2118 番地
電話 04-7093-5300

市道白滝線水路改修工事の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 2 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 市道白滝線水路改修工事
- (2) 工事場所 鴨川市上小原地内
- (3) 工事期限 契約日の翌日から 1 3 1 日間
- (4) 工事の概要
 - 工事延長 L=25.2m
 - 排水工 強化プラスチック複合管 (φ 1800mm) L=25.2m
 - 裏込注入工(エアモルタル) V=54 m³
 - 舗装工 不陸整正(補足材なし) A=8 m²
 - 表層(再生密粒度 As13mm t=50mm) A=8 m²
- (5) 予定価格 2 3, 2 8 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)
- (6) 最低制限価格 設定する(事後公表)
- (7) 入札方式 市町村版事後審査方式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 鴨川市財務規則(平成 17 年鴨川市規則第 46 号)第 99 条第 2 項に規定する競争入札参加者適格者名簿(以下「適格者名簿」という。)に登録されている者
- (2) 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準(平成 17 年鴨川市告示第 163 号)第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者(鴨川市に業者登録している者)
- (3) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成 17 年鴨川市告示第 10 号)に基づく指名停止措置の期間中でない者
- (4) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成 19 年鴨川市告示第 64 号)に基づく指名除外措置を受けていない者

- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
 - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でない者
- (7) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 土木工事業において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を得ている者
- (9) 鴨川市内に本店を置く業者で、土木工事に係る等級が A・B ランクである者
- (10) 土木工事に係る建設業法第 26 条に規定する主任技術者を配置できる者とする。

3 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和 5 年 6 月 2 日 午後 5 時から令和 5 年 6 月 20 日入札開始時刻まで
ちば電子調達システム「入札情報サービス」による
- (2) 設計図書の紙での配布は行わない。
- (3) 設計図書等に対する質疑
設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。（書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、工事説明質問書をダウンロードして使用すること。）なお、提出方法は末尾記載の問い合わせ先へ確認すること。
 - ア 質疑期間 令和 5 年 6 月 8 日から令和 5 年 6 月 9 日まで
（電話での問い合わせは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。なお、土・日・祝日を除く）
 - イ 提出先 末尾記載の問い合わせ先
（質問に対する回答は、令和 5 年 6 月 15 日までに、ちば電子調達システムの入札情報サービスで公表する。）

4 入札期間・開札日時等

- (1)場所 鴨川市役所本庁舎 3階 管財契約課 ちば電子調達システム「電子入札システム」
- (2)期間 令和5年6月16日 午後1時から令和5年6月20日 午後1時まで
- (3)開札 令和5年6月20日 午後1時30分

※やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を管財契約課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を、管財契約課まで提出するものとする。

(4)立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

5 資格審査及び落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査方式であることから、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。
- (3) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。（電子メール又は紙媒体持参による提出）
 - ① 制限付き一般競争入札(事後)審査型参加資格確認申請書(入札情報サービス添付)
 - ② 経営事項審査の際に提出している技術職員名簿の写し(受付印の有るもの)提出先メールアドレス kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp
- (4) 落札決定は、原則として開札日から2日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

6 入札保証金

免除

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するも

- のとする。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
 - (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札は行わず取止めるものとする。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
 - (5) 入札参加者が連合または、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取止める場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
 - (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

10 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取止めるものとする。

11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は制限付き一般競争入札参加申請書に、虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付が無い入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札

(7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は入札に参加できない。

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

1.2 契約締結時期

落札者の決定後、2日以内に契約を締結するものとする。

1.3 契約保証金

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1.4 前金払・中間前金払・部分払

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1.5 その他

(1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用するICカードについて、開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。

(2) 現場説明会は実施しない。

(3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求められることがある。

(4) 提出された制限付き一般競争入札参加申請書は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。

(5) 工期は、事情により変更することがある。

(6) この公告に記載がないものについては、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

1.6 問い合わせ先

(1) 入札・契約に関する事項

鴨川市企画総務部 管財契約課 管財契約係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
電話 04-7093-7830 kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp

(2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市建設経済部 都市建設課 建設係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
電話 04-7093-7835

市道小松原掛松寺線側溝整備工事の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 2 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 市道小松原掛松寺線側溝整備工事
- (2) 工事場所 鴨川市西町地先
- (3) 工事期限 契約日の翌日から 103 日間
- (4) 工事の概要
 - 工事延長 L=109.1m
 - 1 工区 工事延長 L=59.1m
 - 排水構造物工 省スペース型側溝 (250×400×2000) L=59.1m
 - 舗装工 路盤 (再生クラッシュラン RC-40, t=150mm) A=22.3 m²
表層 (再生密粒度 As13mm, t=50mm) A=22.3 m²
 - 2 工区 工事延長 L=50.0m
 - 排水構造物工 側溝清掃 L=40.0m
集水桝清掃 N=2 箇所
 - 舗装工 路盤 (再生クラッシュラン RC-40, t=150mm) A=0.9 m²
表層 (再生密粒度 As13mm, t=50mm) A=0.9 m²
- (5) 予定価格 3,050,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない)
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 入札方式 市町村版事後審査方式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 鴨川市財務規則 (平成 17 年鴨川市規則第 46 号) 第 99 条第 2 項に規定する競争入札参加者適格者名簿 (以下「適格者名簿」という。) に登録されている者
- (2) 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準 (平成 17 年鴨川市告示第 163 号) 第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者 (鴨川市に業者登録して

- いる者)
- (3) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 10 号）に基づく指名停止措置の期間中でない者
 - (4) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年鴨川市告示第 64 号）に基づく指名除外措置を受けていない者
 - (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
 - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でない者
 - (7) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - (8) 土木工事業において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を得ている者
 - (9) 鴨川市内に本店を置く業者で、土木工事に係る等級が A・B・C ランクである者
 - (10) 土木工事に係る建設業法第 26 条に規定する主任技術者を配置できる者とする。

3 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和 5 年 6 月 2 日 午後 5 時から令和 5 年 6 月 20 日入札開始時刻まで
ちば電子調達システム「入札情報サービス」による
- (2) 設計図書の紙での配布は行わない。
- (3) 設計図書等に対する質疑
設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。（書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、工事説明質問書をダウンロードして使用すること。）なお、提出方法は末尾記載の問い合わせ先へ確認すること。
 - ア 質疑期間 令和 5 年 6 月 8 日から令和 5 年 6 月 9 日まで
（電話での問い合わせは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。なお、土・日・祝日

を除く)

イ 提出先 末尾記載の問い合わせ先

(質問に対する回答は、令和5年6月15日までに、ちば電子調達システムの入札情報サービスで公表する。)

4 入札期間・開札日時等

(1)場所 鴨川市役所本庁舎3階 管財契約課 ちば電子調達システム「電子入札システム」

(2)期間 令和5年6月16日 午後1時から令和5年6月20日 午後1時まで

(3)開札 令和5年6月20日 午後1時40分

※やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を管財契約課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を、管財契約課まで提出するものとする。

(4)立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

5 資格審査及び落札者の決定

(1) 本入札は事後審査方式であることから、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。

(2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。

(3) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。（電子メール又は紙媒体持参による提出）

① 制限付き一般競争入札(事後)審査型参加資格確認申請書(入札情報サービス添付)

② 経営事項審査の際に提出している技術職員名簿の写し(受付印の有るもの)

提出先メールアドレス kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp

(4) 落札決定は、原則として開札日から2日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

6 入札保証金

免除

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札は行わず取止めるものとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札参加者が連合または、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取止める場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

10 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取止めるものとする。

11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は制限付き一般競争入札参加申請書に、虚偽の記載をした者の入札

- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付が無い入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は入札に参加できない。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2 契約締結時期

落札者の決定後、2日以内に契約を締結するものとする。

1 3 契約保証金

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 4 前金払・中間前金払・部分払

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 5 その他

- (1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用するICカードについて、開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求められることがある。
- (4) 提出された制限付き一般競争入札参加申請書は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) この公告に記載がないものについては、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

1 6 問い合わせ先

(1) 入札・契約に関する事項

鴨川市企画総務部 管財契約課 管財契約係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
電話 04-7093-7830 kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp

(2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市建設経済部 都市建設課 建設係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
電話 04-7093-7835

市道外沼改田線改良工事の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 2 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 市道外沼改田線改良工事
- (2) 工事場所 千葉県鴨川市花房地内
- (3) 工事期限 契約日の翌日から 110 日間
- (4) 工事の概要
 - 工事延長 L=149.3m W=7.0m
 - 舗装工 表層(再生密粒度 As13 t=40mm) A=954 m²
 - コンクリート舗装 (21-8-25 t=100mm) A=38 m²
 - 路盤 (RC-40 t=100mm) A=38 m²
 - 防護柵工 ガートレール(Gr-C-4E) L=159m
 - 標識工 小型標識 N=6 基
 - 区画線工 溶解式区画線 1 式
 - 道路附属施設工 境界杭(105*105*600) N=60 本
- (5) 予定価格 8,870,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)
- (6) 最低制限価格 設定する(事後公表)
- (7) 入札方式 市町村版事後審査方式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 鴨川市財務規則(平成 17 年鴨川市規則第 46 号)第 99 条第 2 項に規定する競争入札参加者適格者名簿(以下「適格者名簿」という。)に登録されている者
- (2) 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準(平成 17 年鴨川市告示第 163 号)第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者(鴨川市に業者登録している者)
- (3) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止

- 措置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 10 号）に基づく指名停止措置の期間中でない者
- (4) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年鴨川市告示第 64 号）に基づく指名除外措置を受けていない者
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
 - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でない者
- (7) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) とび・土工工事業において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を得ている者
- (9) 鴨川市内に本店を置く業者で、とび・土工工事に係る等級が A・B ランクである者
- (10) とび・土工工事に係る建設業法第 26 条に規定する主任技術者を配置できる者とする。

3 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和 5 年 6 月 2 日 午後 5 時から令和 5 年 6 月 20 日入札開始時刻まで
ちば電子調達システム「入札情報サービス」による

(2) 設計図書の紙での配布は行わない。

(3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。（書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、工事説明質問書をダウンロードして使用すること。）なお、提出方法は末尾記載の問い合わせ先へ確認すること。

ア 質疑期間 令和 5 年 6 月 8 日から令和 5 年 6 月 9 日まで

（電話での問い合わせは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。なお、土・日・祝日を除く）

イ 提出先 末尾記載の問い合わせ先

(質問に対する回答は、令和5年6月15日までに、ちば電子調達システムの入札情報サービスで公表する。)

4 入札期間・開札日時等

- (1)場所 鴨川市役所本庁舎3階 管財契約課 ちば電子調達システム「電子入札システム」
- (2)期間 令和5年6月16日 午後1時から令和5年6月20日 午後1時まで
- (3)開札 令和5年6月20日 午後1時50分

※やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を管財契約課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を、管財契約課まで提出するものとする。

(4)立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

5 資格審査及び落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査方式であることから、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。
- (3) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。（電子メール又は紙媒体持参による提出）
 - ① 制限付き一般競争入札(事後)審査型参加資格確認申請書(入札情報サービス添付)
 - ② 経営事項審査の際に提出している技術職員名簿の写し(受付印の有るもの)提出先メールアドレス kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp
- (4) 落札決定は、原則として開札日から2日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

6 入札保証金

免除

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札は行わず取止めるものとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札参加者が連合または、不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取止める場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

10 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取止めるものとする。

11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は制限付き一般競争入札参加申請書に、虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札

- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付が無い入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は入札に参加できない。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2 契約締結時期

落札者の決定後、2日以内に契約を締結するものとする。

1 3 契約保証金

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 4 前金払・中間前金払・部分払

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 5 その他

- (1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用するICカードについて、開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された制限付き一般競争入札参加申請書は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) この公告に記載がないものについては、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

1 6 問い合わせ先

(1) 入札・契約に関する事項

鴨川市企画総務部 管財契約課 管財契約係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
電話 04-7093-7830 kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp

(2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市建設経済部 都市建設課 建設係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
電話 04-7093-7835

鴨川市公告 第 15 号

鴨川市立江見小学校配膳室天井修繕工事の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 2 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 鴨川市立江見小学校 配膳室天井修繕工事
- (2) 工事場所 千葉県鴨川市宮地内
- (3) 工事期限 令和 5 年 9 月 29 日まで
- (4) 工事の概要
配膳室雨漏り修繕 N=1 式 (天井ジプトーン張り A=13.4 m²)
- (5) 予定価格 3, 470, 000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 入札方式 市町村版事後審査方式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 鴨川市財務規則 (平成 17 年鴨川市規則第 46 号) 第 99 条第 2 項に規定する競争入札参加者適格者名簿 (以下「適格者名簿」という。) に登録されている者
- (2) 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準 (平成 17 年鴨川市告示第 163 号) 第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者 (鴨川市に業者登録している者)
- (3) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱 (平成 17 年鴨川市告示第 10 号) に基づく指名停止措置の期間中でない者
- (4) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱 (平成 19 年鴨川市告示第 64 号) に基づく指名除外措置を受けていない者
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者
 - イ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判

所からの再生手続開始決定がなされていない者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でない者

(7) 次の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(8) 建築工事業において建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を得ている者

(9) 鴨川市内に本店を置く業者で、建築工事に係る等級がA・B・Cランクである者

(10) 建築工事に係る建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できる者とする。

3 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)の閲覧を次のとおり行う。

(1) 閲覧期間 令和5年6月2日 午後5時から令和5年6月20日入札開始時刻まで
ちば電子調達システム「入札情報サービス」による

(2) 設計図書の紙での配布は行わない。

(3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。(書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、工事説明質問書をダウンロードして使用すること。)なお、提出方法は末尾記載の問い合わせ先へ確認すること。

ア 質疑期間 令和5年6月8日から令和5年6月9日まで

(電話での問い合わせは午前8時30分から午後5時15分まで。なお、土・日・祝日を除く)

イ 提出先 末尾記載の問い合わせ先

(質問に対する回答は、令和5年6月15日までに、ちば電子調達システムの入札情報サービスで公表する。)

4 入札期間・開札日時等

(1) 場所 鴨川市役所本庁舎3階 管財契約課 ちば電子調達システム「電子入札システム」

(2) 期間 令和5年6月16日 午後1時から令和5年6月20日 午後1時まで

(3) 開札 令和5年6月20日 午後2時

※やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を管財契約課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を、管財契約課まで提出するものとする。

(4) 立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

5 資格審査及び落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査方式であることから、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。
- (3) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。（電子メール又は紙媒体持参による提出）
 - ① 制限付き一般競争入札(事後)審査型参加資格確認申請書(入札情報サービス添付)
 - ② 経営事項審査の際に提出している技術職員名簿の写し(受付印の有るもの)提出先メールアドレス kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp
- (4) 落札決定は、原則として開札日から2日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

6 入札保証金 免除

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札は行わず取止めるものとする。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札参加者が連合または、不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取止める場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

10 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取止めるものとする。

11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は制限付き一般競争入札参加申請書に、虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付が無い入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は入札に参加できない。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2 契約締結時期

落札者の決定後、2日以内に契約を締結するものとする。

1 3 契約保証金

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 4 前金払・中間前金払・部分払

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 5 その他

- (1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用するICカードについて、開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求められることがある。
- (4) 提出された制限付き一般競争入札参加申請書は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) この公告に記載がないものについては、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

1 6 問い合わせ先

(1) 入札・契約に関する事項

鴨川市企画総務部 管財契約課 管財契約係 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地
電話 04-7093-7830 kanzaikeiyaku@city.kamogawa.lg.jp

(2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市教育委員会 学校教育課 学校環境整備室
〒299-5503 千葉県鴨川市天津1104番地
電話 04-7094-0512